

# 監查結果報告書

(隨時監查)

令和 7 年 1 月  
榛東村監査委員



(公印省略)  
榛監第343001号  
令和7年12月9日

榛東村議会議長 善養寺 孝 } 様  
榛 東 村 長 南 千 晴 }

榛東村監査委員 石 坂 郁 夫

榛東村監査委員 新 井 佐智子

#### 監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。



## 目 次

第 1 準拠基準 -----	1
第 2 監査の概要	
1 監査の種類 -----	1
2 監査の対象機関 -----	1
3 監査の着眼点（評価項目） -----	1
4 監査の主な実施内容 -----	2
5 監査の日程及び実施場所 -----	2
第 3 監査の結果 -----	3
1 前年度指摘事項等の改善状況 -----	3
2 補助金交付事務	
(1) 榛東村環境美化推進協議会補助金 -----	3
(2) 地球温暖化防止等補助金 -----	6
(3) 社会福祉事業費補助金 -----	7
3 指定管理関係事務	
(1) 榛東村ふれあい館 -----	12
(2) 榛東村学童保育所 -----	16
①北部第1、第2、南部第1、第2、第3学童保育所 -----	16
②北部第3学童保育所 -----	19
③南部第4学童保育所 -----	21
(3) 榛東村福祉センター -----	23
4 監査意見 -----	25
参考資料 -----	29



## 第1 準拠基準

榛東村監査基準（令和元年榛東村監査委員告示第3号）

## 第2 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第5項に基づく監査

### 2 監査の対象機関

財政援助団体等の所管部署のうち、次に掲げるもの。

#### (1) 補助金

補助金の名称	補助金交付先	所管部署
・榛東村環境美化推進協議会 補助金 ・地球温暖化防止等補助金	榛東村環境美化推進協議会	住民生活課
社会福祉事業費補助金	(社福)榛東村社会福祉協議会	住民生活課

#### (2) 公の施設（指定管理）

施設の名称	指定管理者	所管部署
榛東村ふれあい館	(社福)榛東村社会福祉協議会	住民生活課
榛東村学童保育所	(社福)榛東村社会福祉協議会	住民生活課
	(社福)榛栄会	
	(株)アイルビー	
榛東村福祉センター	(社福)榛東村社会福祉協議会	健康保険課

### 3 監査の着眼点（評価項目）

監査の結果に関する報告について（令和6年12月10日付け榛監第345

001号)により、「監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい」旨通知したところ、措置事項に関する通知がなされないため、その改善状況等について報告を求めるとともに、令和6年度及び令和7年度における財政援助団体等にかかる財務に関する事務の執行等について、次の着眼点により監査を実施した。

(1) 補助金交付事務

- ・ 補助金の交付決定は、法令に準拠しているか
- ・ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等に基づいているか
- ・ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続は適正なものか
- ・ 補助金交付団体等への指導監督は適切に行われているか

(2) 指定管理関係事務

- ・ 指定管理の指定は、適正・公正に行われているか
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているか
- ・ 運営状況を適切に把握し、必要な指導・監督を行っているか

#### 4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、これらに関する書類の点検、確認、照合等通常実施すべき監査手続により実施した。

#### 5 監査の日程及び実施場所

(1) 日程

令和7年11月19日

(2) 実施場所

本庁3階 監査室

### 第3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

以下に記載した是正又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正されたもの及び監査の過程において各所属長又は関係職員に口頭で指導した等により報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

区分	不当事項	指摘事項	指導事項	要望事項
件数	一	1件	42件	一

なお、監査の結果、是正又は改善が必要である事項が認められたものの区分は、別表（27ページ）のとおりである。

#### 1 前年度指摘事項等の改善状況

令和6年1月に実施した財政援助団体等監査において、是正又は改善が必要である事項として、令和6年1月10日付け監査結果報告書により指摘等を行った事項の是正又は改善の状況は、次のとおりである。

区分	事項数	是正又は改善		
		措置済	一部措置済	未措置
指摘事項	21件	6件	6件	9件
要望事項	3件			3件

是正又は改善の措置を講じていないものについては、速やかに所要の措置を講じること。

その上で、監査実施日までに是正又は改善の措置を講じたものも含めて、講じた措置について地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。

#### 2 補助金交付事務

##### (1) 榛東村環境美化推進協議会補助金

補助金交付先：榛東村環境美化推進協議会

所管部署：住民生活課

## ○補助の目的

生活環境の健全化、自然環境の保全、地球温暖化防止に関する事業の推進を図るため。

## ○補助金の交付状況

令和6年度における補助金の交付状況は、次のとおりである。

(単位：円)

補助対象事業区分	補助対象事業費	補助金交付額
生活環境の健全化に関する事業 自然環境の保全に関する事業 地球温暖化防止に関する事業 その他会の目的達成のための事業		
合 計	1,415,234	471,744

令和7年度においては、榛東村環境美化推進協議会補助金の交付申請は、行われていない。

監査の対象となった事務は、次のとおり是正又は改善を要する事項が認められた。

### 【指導事項1】

榛東村環境美化推進協議会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において、補助対象事業の定めはあるが、各事業区分に対する補助対象となる経費が明確に定められていない。また、交付要綱において定められている補助対象事業と榛東村環境美化推進協議会規約（以下「規約」という。）に定められている榛東村環境美化推進協議会（以下「協議会」という。）の行う事業に次のとおり齟齬がある。

交付要綱	協議会規約
<p>(交付の対象)</p> <p>第2条 この補助金は、榛東村環境美化推進協議会（以下「環境美化推進協議会」という。）が実施する次の各号に掲げる事業に対して交付するものとする。</p> <p>(1) <u>生活環境の健全化に関する事業</u> (2) <u>自然環境の保全に関する事業</u> (3) <u>地球温暖化防止に関する事業</u> (4) その他この会の目的達成のため必要な事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第6条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 環境衛生思想の普及徹底、清潔な慣習の育成指導、及び環境美化に関すること。</p> <p>(2) 榛東村の行う環境衛生事業への協力並びに各種団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 環境衛生に関する講演会、研究会、展示会、各種イベント等の開催に関すること。</p> <p>(4) <u>畜犬管理指導に関する狂犬病予防注射への協力並びに野犬対策に関すること。</u></p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、こ</p>

交付対象とされている事業のうち、少なくとも「自然環境の保全に関する事業」及び「地球温暖化防止に関する事業」は、規約において協議会が行う事業としての定めはないものと認められる。

さらに、交付要綱における「生活環境の健全化に関する事業」が規約第6条のいずれの号に該当する事業なのか不明確であり、また、規約第6条第4号の事業が交付要綱第2条第4号に該当するか否かを判断することができなかった。

### 【指導事項2】

補助金交付申請書に添付されている事業計画書及び収支予算書は、協議会の年度計画及び収支予算であり、補助対象事業区分ごとの事業計画及び収支予算を判別することができない。これを補助事業者に対し補正や追加資料の提出を求めるうことなく交付決定が行われていた。

### 【指導事項3】

交付決定が令和6年7月12日に行われ、同月18日に概算払による支出が決定され、同月31日に交付決定額の全額（50万円）が概算払により交付され、令和7年3月7日に事業費の確定により28,256円が精算還付された。（参照：29ページ）

協議会は、令和5年度収支決算で決算剰余金（87万円余）が生じ、その全額が令和6年度に繰り越され、かつ、令和6年度の会費（235万円余）が収入され、概算払が決定された7月18日現在で283万円余の預金残高を有していた。

令和6年度の協議会の支出決算総額は2,993,906円で、同日までに395,521円が既に支出済みであり、同日後において支出された金額は2,598,335円であった。結果として、7月18日時点に有していた自主財源で、全額がまかなえたのであり、概算払による支出を行う必要性は希薄であった。

そもそも補助金の支払は、補助対象事業の完了後に補助金の額が確定した後が原則であり、補助事業に着手する時点で補助金を必要とする理由を村長が適当と認めたときに概算払できるものである。

なお、令和5年度においては、この原則に従い、概算払は行われていなかつた。

## 【指導事項 4】

榛東村財務規則別表第2において、「概算払の意思の決定(負担金、補助及び交付金に限る。)」に係る決裁（専決）権者は、100万円未満は副村長、50万円未満は課長とされている。

令和6年7月18日に概算払による補助金50万円の支出が決定されているが、正当決裁権者は副村長であるところ、課長専決で処理されていた。

## 【指導事項 5】

補助事業実績報告書に添付された収支決算書は、協議会全体の令和6年度収支決算書であり、補助対象事業区分ごとの決算額（補助対象事業費）を判別することができない。これを補助事業者に対し補正や追加資料の提出を求めるうことなく補助金の額の確定が行われた。

添付書類で補助対象事業費を判別することができないことは、交付要綱第7条において定められている様式に不備があることに起因するものである。補助金の額の確定の審査に必要な事項が漏れなく記載されるよう様式を改めること。

### (2) 地球温暖化防止等補助金

補助金交付先：榛東村環境美化推進協議会

所管部署：住民生活課

#### ○補助の目的

地球温暖化防止及び生活環境の健全化に関する事業の推進を図るため

#### ○補助金の交付状況

令和6年度における補助金の交付状況は、次のとおりである。

(単位：円)

補助対象事業区分	補助対象事業費	補助金交付額
地球温暖化防止等に関するイベントや啓蒙活動	113,458	50,000
地球温暖化防止等に関する講演会又は展示会の開催		
その他村長が認める地球温暖化防止等に関する事業		
合 計	113,458	50,000

なお、地球温暖化防止等補助金は、令和6年度をもって廃止された。

監査の対象となった事務は、次のとおり是正又は改善を要する事項が認めら

れた。

### 【指導事項 6】

指導事項 1 に記載したとおり、「地球温暖化防止に関する事業」は、協議会の規約において協議会が行う事業としての定めがない。

### 【指導事項 7】

地球温暖化防止等補助金は、「地球温暖化防止及び生活環境の健全化を図ることを目的に実施する村民等を対象とした事業費の一部を補助する(交付要綱第 1 条)」ため、平成 21 年度に創設されたもので、榛東村環境美化推進協議会補助金とは異なる補助制度であるところ、環境美化推進協議会補助金として予算が計上され、これを補正することなく執行されていた。

#### (3) 社会福祉事業費補助金

補助金交付先：社会福祉法人榛東村社会福祉協議会

所管部署：住民生活課

##### ○補助の目的

村内における地域福祉の推進を図るため

##### ○補助金の交付状況

令和 6 年度における補助金の交付状況は、次のとおりである。

(単位：円)

補助対象事業区分	補助対象事業費	補助金交付額
榛東村社会福祉協議会運営費	27,302,937	25,648,895
母子・父子福祉事業	258,024	86,008
ボランティア育成事業	80,980	40,490
福祉団体育成事業	229,000	183,200
心配ごと相談事業	43,500	43,500
老人福祉事業	93,600	93,600
ふれあい・いきいきサロン事業	639,000	639,000
福祉車両維持管理費	31,414	31,414
合 計	28,678,455	26,766,107

令和 7 年度における補助金の交付決定は、次のとおりである。

(単位：円)

補助対象事業区分	補助対象事業費	補助金交付額

榛東村社会福祉協議会運営費 母子・父子福祉事業 ボランティア育成事業 福祉団体育成事業 心配ごと相談事業 老人福祉事業 大型備品更新事業 ふれあい・いきいきサロン事業		
合 計		27,605,000

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該補助の目的に沿って行われていたが、次のとおり是正又は改善を要する事項が認められた。

### 【指導事項 8】

補助金交付申請の手続は、社会福祉事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において、次のように定められている。

#### (交付申請)

第3条 補助事業者は、あらかじめ社会福祉事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他村長が必要と認める書類

令和6年度及び令和7年度の補助金交付申請書に添付されている事業計画書及び収支予算書は、いずれも補助対象事業以外の社会福祉協議会が実施する事業も含まれていて、補助対象となる事業及び経費が不明である。

事業計画書及び収支予算書の様式（書式）については交付要綱において特段の定めはなく、また、「その他村長が必要と認める書類」についても明文化されたものはないことから、補助事業者が任意の書式により作成した事業計画書及び収支予算書が交付申請書に添付されている。

補助率等は、交付要綱において、補助対象経費の「3分の1」、「2分の1」、「5分の4」、「1時間につき250円」、「全額」と補助対象事業の各対象経費ごとに異なる補助率等がそれぞれ定められているところ、提出された書類では各補助対象事業区分ごとの対象経費を確認することができず、補助金の額を適正に算定することができない。これを補助対象者に対し、事業計画書及び収支予算書の補正や資料の追加提出を求めるうことなく交付決定が行われていた。

交付要綱等において、補助金の交付決定及び額の確定に必要な事項が漏れなく記載されるよう書式（様式）を定める、又は補助事業者に対し書式

例を提示する等により、補助対象となる事業及び経費が明らかとなる書類を添付するよう指導し、適切な交付決定事務の執行に努めること。

### 【指導事項 9】

交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 6 月 20 日付け及び同年 11 月 1 日付けで補助事業変更の承認が行われた。

いずれの変更承認申請書にも補助金の「変更交付申請額」及び「変更額」の記載しかなく、変更となる補助対象経費の区分及び補助対象事業費の記載がなかった。

補助率等は、交付要綱において補助対象経費の「3 分の 1」、「2 分の 1」、「5 分の 4」、「1 時間につき 250 円」、「全額」と補助対象事業の各対象経費ごとに異なる補助率等が定められているところ、提出された書類では各補助対象事業区分ごとの対象経費を確認することができず、補助金の額を適正に算定することができない。これを補助対象者に対し、補正や資料の追加提出を求めるうことなく変更承認が行われていた。

変更承認申請に当たっては、当該変更額が適正なものであるかを確認するためには必要となる書類の添付を求めなければならない。

交付要綱等において、補助金の変更承認に必要な事項が漏れなく記載されるよう書式（様式）を定める、又は補助対象者に対し書式例を提示する等により補助対象となる事業及び経費が明らかとなる書類を添付するよう指導し、適切な変更承認事務の執行に努めること。

### 【指導事項 10】

指導事項 9 に記載のとおり、令和 6 年 6 月 20 日付け及び同年 11 月 1 日付けで補助事業変更の承認が行われているが、変更されたのは、いずれも補助事業の内容ではなく、経費の配分であった。

経費の配分の変更の承認については、榛東村補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第 8 条第 1 項第 1 号に定められているところ、交付要綱にはその定めがない。

交付規則	交付要綱
(補助事業等の執行についての村長の承認) 第 8 条 補助事業者等は、次の場合は、村長に報告し、その承認を受けなければならない。 (1) <u>補助事業等の内容又は経費の配分の変更</u> （村長があらかじめ認める軽微な変更を除く。）をするとき。	(補助事業の変更等) 第 6 条 補助事業者は、 <u>補助事業の内容を変更しようとするときは又は補助事業を廃止しようとするときは、社会福祉事業等変更（廃止）承認申請書（別記様式第 3 号）</u> を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。 2 (略)	2 (略)
----------------------------------	-------

交付要綱は、交付規則第22条の委任規定に基づき社会福祉事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものである。

交付要綱に、経費の配分の変更承認に関する規定を加えること。

### 【指摘事項1】

令和6年度の補助金の額の確定事務において、次のとおり適正さを欠く事項が確認された。

ア 補助金の額の確定が、年度を超えて（令和7年5月12日付け）行われていた。

イ 補助対象経費に係る領収書等の支払証拠書類を用いて確認することなく、補助事業者から提出された収支決算書（集計表）のみをもって補助金の額の確定が行われていた。

ウ 交付要綱において定められている補助対象経費には「福祉車両維持管理費」はないが、補助対象として補助金（31,414円）が支出されていた（令和5年度においては補助対象経費となっていない。）。

補助金の額の確定は、年度内（3月31日まで）に行われなければならない。

会計年度終了後の出納整理期間（当該会計年度の翌年度の4月1日から5月31日まで）は、会計年度終了後の翌年度に、前会計年度末（3月31日）までに確定した債権債務について、現金の未収や未払を整理する期間である。

交付規則及びこれに基づく交付要綱の関係規定にのっとった手続を行うよう補助対象者に対する指導監督を適切に行うこと。

補助金の額の確定に当たっては、証拠書類の確認を行い、交付決定の内容（補助事業変更承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを適切に審査すること。

### 【指導事項11】

令和6年度における予算措置の状況は、次のとおりである。

当初予算	30,043,000円	
令6. 6.14	<u>1,661,000円（補正）</u>	<u>31,704,000円</u>
12. 9	<u>△ 4,219,000円（補正）</u>	<u>27,485,000円</u>

令和6年度に交付された補助金26,766,107円の支出の時期及び金額（支

出の方法)は、次のとおりである。

令6. 4.19	15,021,500円 (概算払)	
10.18	<u>16,682,500円 (概算払)</u>	<u>31,704,000円</u>
11.14	△ 4,219,000円 (返還)	
令7. 5.29	<u>△ 718,893円 (返還)</u>	<u>26,766,107円</u>

当初予算において30,043千円が計上され、6月に1,661千円が増額補正され、12月に4,219千円が減額補正された。

支出の状況は、4月は当初予算額の2分の1に相当する15,021,500円が、10月は6月に増額補正した後の予算残額の全額(16,692,500円)が概算払されている。そして、10月18日の概算払から1箇月経過していない11月14日に4,219,000円が返還され、さらに、事業費の確定に伴い、令和7年5月29日に718,893円が返還された。

返還に至った主な理由は職員の人事費の減等によるもので、返還額の総額(4,937,893円)は、当初申請額(交付決定額)の16.4%に相当する。

令和6年度決算において、実績により減額となった718,893円の全額が、そのまま歳出不用額となった。

令和7年度における予算措置の状況は、次のとおりである。

当初予算 27,605,000円

令和7年度に概算払により交付された補助金の支出の時期及び金額(支出の方法)は、次のとおりである。

令7. 4.18	13,802,500円 (概算払)	
10.20	<u>13,802,500円 (概算払)</u>	<u>27,605,000円</u>

交付決定額の全額が概算払により、令和7年10月までに支出されている。

平成23年度から令和6年度までの過去14年の予算執行状況をみると補助金の確定額は、いずれの年度も当初予算額(交付決定額)を下回っていて、予算措置は平成26、28、29、30年度を除き、当該年度の3月までに減額補正が行われている。そして、いずれの年度も減額前の予算総額を4月及び10月の2回に分けて概算払で全額支出し、実績により不用となった額を最終的に返還させることが、いわば慣例となっている。(参照:30ページ)

これにより、毎年度、補助対象者が支出する見込みのない金額(47.8~493.8万円)が、相当期間において補助対象者に滞留することとなっていた。

令和8年度以降は、当初予算を計上する際に所要額を精査する必要がある。そして、予算管理を適切に行うとともに、補助金の支払は額が確定し

た後が原則であることから、交付決定額の全額を概算払により年2回にわけて支出することを改め、支出の時期や回数等を見直すほか、交付決定額の一定額を留保し、補助金額の確定後に精算払いとする等支出手続を是正されたい。

### 【指導事項12】

令和6年度及び令和7年度とも概算払の意思決定が補助金交付決定の起案と同時になされていた。

概算払の意思の決定は、補助金の交付決定後に補助対象者から請求がなされた後に行われるものである。

補助金の概算払に当たっては、補助対象者から提出された概算払請求書に添付されている収支予算書等の書類に基づき、概算払を必要とする理由、交付時期及び交付額等を審査し、決定する必要がある。

## 3 指定管理関係事務

### (1) 榛東村ふれあい館

指定管理者：社会福祉法人榛東村社会福祉協議会

所管部署：住民生活課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり是正又は改善を要する事項が認められた。

#### ①指定期間が令和4年4月1日から令和7年3月31日までのもの

### 【指導事項13】

ふれあい館指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）においては、指定管理料について次のとおり定められているところ、仕様書に委任されている年度協定においては「指定管理料」ではなく「補てん金」とされている。

#### 仕様書

##### 8 管理運営に係る費用等の取扱い

管理運営に係る費用については、村からの指定管理料、利用者からの利用料、貸与備品の運用から生ずる手数料及び物品の販売手数料等の収入をもって充てるものとする。

なお、指定管理料の額、支払時期及び支払方法については、事業計画書において提案された収支計画を基本とし、別途年度協定で定めるものとする。

(1) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理者からの請求に基づき支払うものとする。

(2) 施設利用による収入

村は、村民無料優待券の使用に係る利用料については実費を、その他の行政優待券の使用に係る利用料については各優待券の使用に係る金額を指定管理者に支払うものとする。

**年度協定**

(補てん金の支払)

第7条 乙の最大営業努力にもかかわらずふれあい館の営業収支が赤字となった場合、甲は、その赤字相当額を補てん金として乙に支払うものとする。

2 前項の補てん金は、半期毎の実績に基づき支払うものとする。ただし、乙は、真にやむを得ない事情がある場合は、甲と協議の上、各期の第1月（4月及び10月）に6ヶ月分の見込額を概算払により請求することができる。

3 前項の規定によって支払われた補てん金に関し、実績に基づき過不足が生じた場合は、次期の概算払又は精算払のときに精算するものとする。

※「甲」は榛東村長、「乙」は指定管理者である。

**【指導事項14】**

榛東村ふれあい館指定管理者協定（以下「基本協定」という。）第20条第1項において、指定管理者は毎年度村長が指定する期日までに翌年度の管理に関する事業計画書を作成し、村長の確認を受けなければならないとされているところ、年度協定では、基本協定の定めにそぐわず、次のように定められていた。

(年度事業計画書)

第3条 乙は、各年度の4月10日までに、年度事業計画書を提出し甲の確認を受けなければならぬ。

2 (略)

※「甲」は榛東村長、「乙」は指定管理者である。

**【指導事項15】**

指定管理料（補てん金）の支出の時期は、令和6年4月1日に締結された榛東村ふれあい館の管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）において、次のように定められている。

(補てん金の支払)

第7条 乙の最大営業努力にもかかわらずふれあい館の営業収支が赤字となった場合、甲は、その赤字相当額を補てん金として乙に支払うものとする。

2 前項の補てん金は、半期毎の実績に基づき支払うものとする。ただし、乙は、真にやむを得ない事情がある場合は、甲と協議の上、各期の第1月（4月、10月）に6ヶ月分の見込額を概算払により請求することができる。

3 前項の規定によって支払われた補てん金に関し、実績に基づき過不足が生じた場合は、次期の概算払又は精算払のときに精算するものとする。

※「甲」は榛東村長、「乙」は指定管理者である。

令和6年度における指定管理料（補てん金）の支出の時期及び支出金額（支払の方法）は、次のとおりである。

令6. 4. 19	25,228,000円（概算払）
10. 19	<u>25,228,000円（概算払）</u> 50,456,000円
令7. 5. 29	<u>△ 5,445,175円（返還）</u> 45,010,825円

年度協定によれば、指定管理料（補てん金）は、半期ごとの実績に基づく支払が原則であるところ、この原則によらず、ただし書（支出時期及び支出の方法の特例）を適用し概算払とする場合には、概算払を必要とする「真にやむを得ない事情」及び指定管理者と村との「協議」が、その請求の要件とされているが、これらを書面で確認することができず、支出の方法の特例を適用した根拠が不明である。

## ②指定期間が令和7年4月1日から令和7年9月30日までのもの

### 【指導事項16】

令和7年4月1日に締結された榛東村ふれあい館の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）において、次のとおり適正さを欠く条項が確認された。

第19条第1項において、指定管理者は別表2に定める備品を自己の費用により購入又は調達し、指定管理業務の実施のために供するものとする旨を定めているが、別表2は物品分類表であり、指定管理者が自己調達すべき備品の品名、規格等が不明である。

### 【指導事項17】

榛東村ふれあい館指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）において、指定管理料は「指定管理期間満了後、指定管理者からの請求に基づき支払うものとする。」とされ、例外規定は設けられていない。これは、業務完了後の「出来高払い」又は「一括精算払い」を規定したものであり、「概算払」は許容されていないものと解せる。

しかしながら、令和7年4月1日に締結された榛東村ふれあい館指定管理者年度協定（以下「年度協定」という。）において、概算払を許容する条項が定められていた。

#### 年度協定

（指定管理料の支払）

第6条 乙の最大営業努力にもかかわらずふれあい館の営業収支が赤字となった場合、甲は、その赤字相当額を指定管理料として乙に支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、実績に基づき支払うものとする。ただし、乙は、真にや

むを得ない事情がある場合は、甲と協議の上、見込額を概算払により請求することができる。

3 前項の規定によって支払われた指定管理料に関し、実績に基づき過不足が生じた場合は、次期の概算払又は精算払のときに精算するものとする。

※「甲」は榛東村長、「乙」は指定管理者である。

## 【指導事項 18】

年度協定第3条第1項において、指定管理者は、4月10日までに年度事業計画書を提出し、村長の確認を受けなければならないと定められているところ、事業計画書が提出されていなかった。

指定管理料の概算払に係る支出命令は令和7年4月1日付けで起票されていた。

事業計画書の提出を促さなかつたこと及びこれを確認することなく、支出手続を行つたことは適切ではない。

さらに、年度協定において「乙は、真にやむを得ない事情がある場合は、甲と協議の上」「概算払により請求することができる」と定められているところ、「真にやむを得ない事情」及び村との「協議」の結果を書面で確認できなかつた。

指導事項16に記載したとおり、仕様書において、そもそも概算払は認められていない。

## 【指導事項 19】

指定期間は令和7年9月30日をもって終了しているが、基本協定第21条第1項において、指定管理者は事業終了後50日以内に村長の指定した様式により事業報告書を提出し、村長の確認を得なければならないと定められているところ、事業報告書が提出されていなかつた。

事業報告の速やかな提出を求めるこ。

## 【指導事項 20】

指定期間は令和7年9月30日をもって終了しているが、4月に概算払により全額支出された指定管理料（25,215,500円）の精算が、監査実施日までにおいて行われていなかつた。

指導事項18に記載したとおり、事業報告書の提出を求め、指定管理期間中の実績を確定し、概算払により支出された指定管理料について、速やかに精算されたい。

### ③指定期間が令和7年10月1日から令和10年3月31日までのもの

#### 【指導事項21】

令和7年10月1日に締結された榛東村ふれあい館の管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）第3条第1項において、指定管理者は、甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、村長の確認を受けなければならぬと定められているところ、指定管理者から事業計画書が提出されていなかった。

#### 【指導事項22】

事業計画を確認することなく、指定管理料の概算払にかかる支出命令が令和7年10月1日付けで起票されていた。

#### 【指導事項23】

平成23年度から令和6年度までの過去14年の予算執行状況をみると指定管理料の確定額は、平成23年度を除き、いずれの年度も当初予算額を下回っている。

当初予算との差額は、270～1,848万円（当初予算対比：7.3～46.9%）であり、種々の理由があったにせよ、結果として、当初予算計上額が過大に見積もられていたといえる。（参照：31ページ）

令和5年度及び令和6年度の收支について当初予算と決算を比較すると収入に関して、いずれの年度も事業収入（入館料）の見積りが過小であった。（参照：32、33ページ）

令和8年度以降においては、当初予算を計上する際に経費の所要額を精査するとともに事業収入を適切に見込み、過不足のない予算額とする必要がある。

## （2）榛東村学童保育所

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり是正又は改善を要する事項が認められた。

### ①北部第1、北部第2、南部第1、南部第2、南部第3学童保育所

指定管理者：社会福祉法人榛東村社会福祉協議会

所管部署：住民生活課

## 【指導事項 2 4】

令和 4 年 4 月 1 日に指定管理者と締結した榛東村学童保育所の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）において、次のとおり適正さを欠く条項が確認された。

ア 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例第 11 条において、

入所の「承諾」と定められているところ、基本協定第 10 条においては、入所「許可」とされている。

イ 第 17 条第 1 項において、村は、別紙 2 で定める備品を無償で指定管理者に貸与する旨を定めているが、別紙 2 には品名が掲げられていてのみで、規格、数量が不明である。

基本協定は、公の施設を適切に管理するために村及び指定管理者の合意事項を定めるものであるから、指定管理者と協議の上、不備を改められたい。

貸与備品は村の財産であり、適切に管理することが求められるものであるから、書面上、貸与備品が特定できない状況は、速やかに改められるべきである。

## 【指導事項 2 5】

指定管理料の支出の時期は、令和 6 年 4 月 1 日に指定管理者と締結した榛東村学童保育所の指定管理に関する年度協定（以下「6 年度協定」という。）において次のように定められている。

（指定管理料）

第 3 条 甲は、乙に本業務の実施の対価として、指定管理料基準額表に基づく額を支払うものとする。

2 指定管理料の支払は年 2 回とし、前期に 50%を支払うものとする。

3 年間の平均児童数等に応じ、指定管理料基準額表との差額は、年度末に精算するものとする。

※「甲」は榛東村長、「乙」は指定管理者である。

令和 6 年度における指定管理料の支出の時期及び支出金額（支出の方法）は、次のとおりである。

令 6. 4. 18	19,994,500円	（概算払）
10. 18	<u>20,807,500円</u>	（概算払） 40,802,000円
令 7. 5. 29	△ 156,232円	（返還） 40,645,768円

6 年度協定において「年 2 回」、「前期に 50% を支払う」とされているが、支払の時期については定めがない。

4 月及び 10 月に概算払により支出されているが、概算払により支出しなければならない理由が書面で確認できなかった。

## 【指導事項 2 6】

指定管理料について、令和 7 年 4 月 1 日に指定管理者と締結した榛東村学童保育所の指定管理に関する年度協定（以下「7 年度協定」という。）において次のように定められている。

### （指定管理料）

第 3 条 甲は、乙に本業務の実施の対価として、指定管理料基準額表（別表 1）に基づく額を支払うものとする。

2 村長は、事業の完了後に、指定管理料を支払うものとする。ただし、事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるとときは、指定管理料の全部又は一部を概算払いにより支払うことができる。

3 年間の平均児童数等に応じ、指定管理料基準額表（別表 1）との差額は、事業終了後 50 日以内に精算するものとする。

※ 「甲」は榛東村長、「乙」は指定管理者である。

6 年度協定第 3 条第 3 項において「年間の平均児童数等に応じ、指定管理料基準額表（別表 1）との差額は、年度末に精算する」と定められていたところ、7 年度協定第 3 条第 3 項において「年間の平均児童数等に応じ、指定管理料基準額表（別表 1）との差額は、事業終了後 50 日以内に精算する」と定められた。

学童保育所の管理期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までであり、7 年度協定で改定された「事業終了後 50 日以内」は、すなわち「3 月 31 日から 50 日以内」の意となる。

指定管理料に過不足が生じた場合においては、支出負担行為を変更する必要があり、これは年度末（3 月 31 日）までに行われなければならない。

年度をまたがって精算できるのは、年度をまたぐ旅費（地方自治法施行令第 143 条第 2 項）及び交通事故等に係る損害賠償金（昭和 42 年 8 月 7 日・行政実例）のみであるから、これに違背する 7 年度協定の精算に係る条項は、速やかに改めること。

また、7 年度協定第 3 条第 2 項中「村長」とあるのは、「甲」が正である。

## 【指導事項 2 7】

学童保育所の指定管理料は、月当たりの平均児童数、開所日数、平均開所時間及び休日開所時間等による基準額に定額の処遇改善費等を加算し、決定されている。したがって、年度協定第 3 条第 3 項に定められている場合の精算を除き、指定管理者が経費を節減する等により生み出した決算剰余金については、原則として村に返還を求めるものではない（精算を行う必要がない）と思慮されるところ、基本協定等において、決算剰余金の処

分方法に関する定めがないことから、事業完了後における精算の要否が不明である。

決算剰余金の処分方法について、指定管理者と協議の上、所要事項を基本協定等に明文で定められたい。

### 【指導事項 28】

令和 7 年度における指定管理料の支出の時期及び支出金額(支出の方法)は、次のとおりである。

令7. 4. 18	20, 464, 000円 (概算払)
10. 20	<u>26, 425, 000円 (概算払)</u> 46, 889, 000円

4月及び10月に概算払により支出されているが、村長が「事業の円滑な遂行を図るため必要があると認め（7年度協定第3条第2項）」た理由を書面で確認することができなかった。

### ②北部第3学童保育所

指定管理者：株式会社イルビー

所管部署：住民生活課

### 【指導事項 29】

令和 7 年 4 月 1 日に締結された榛東村学童保育所の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第 19 条第 1 項において、指定管理者は、毎年度村長が指定する期日までに翌年度の事業計画書を作成し、村長の確認を受けなければならない旨定められているが、仕様書において指定管理期間の初年度の事業計画書に関する定めがない。

### 【指導事項 30】

指定管理者から提出された令和 7 年度の事業計画書は、令和 7 年 6 月 6 日に受理されていたにもかかわらず、年度協定（令和 7 年 4 月 1 日締結）第 2 条では「甲及び乙は、業務内容について、基本協定第 19 条第 1 項により提出された事業計画書のとおりであることを確認する」とされている。

### 【指導事項 31】

令和 7 年 4 月 1 日に締結された榛東村学童保育所の指定管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）第 3 条第 2 項及び第 3 条第 3 項は、前掲（指導事項 26）のとおり、速やかに改めること。

## 【指導事項 3 2】

指定管理料の支払について、基本協定及び年度協定において次のように定められている。

### 基本協定

(指定管理料の支払)

第22条 甲は、本業務の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料は指定管理料基準額表を上限とする。

3 指定管理料基準額表の詳細については、別途「年度協定」に定める。

### 年度協定

(指定管理料)

第3条 甲は、乙に本業務の実施の対価として、指定管理料基準額表（別表1）に基づく額を支払うものとする。

2 村長は、事業の完了後に、指定管理料を支払うものとする。ただし、事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、指定管理料の全部又は一部を概算払いにより支払うことができる。

3 年間の平均児童数等に応じ、指定管理料基準額表（別表1）との差額は、事業終了後50日以内に精算するものとする。

※「甲」は榛東村長、「乙」は指定管理者である。

令和7年度における指定管理料の支出の時期及び支出金額（支出の方法）は、次のとおりである。

支出負担行為額	11,769,500円
令7. 7.10	4,286,500円（概算払）
11.10	<u>7,483,000円（概算払）</u> 11,769,500円

年度協定第3条第2項ただし書を適用して、指定管理料の全額が2回にわけて支払われているが、村長が「事業の円滑な遂行を図るため必要があると認め」と理由を書面で確認することができなかった。

## 【指導事項 3 3】

学童保育所の指定管理料は、月当たりの平均児童数、開所日数、平均開所時間及び休日開所時間等による基準額に定額の処遇改善費等を加算し、決定されている。したがって、7年度協定第3条第3項に定められている場合の精算を除き、指定管理者が経費を節減する等により生み出した決算剰余金については、原則として村に返還を求めるものではない（精算を行う必要がない）と思慮されるところ、基本協定等において、決算剰余金の処分方法に関する定めがないことから、事業完了後における精算の要否が不明である。

決算剰余金の処分方法について、指定管理者と協議の上、所要事項を基本協定等に明文で定められたい。

### ③南部第4学童保育所

指定管理者：社会福祉法人榛栄会

所管部署：住民生活課

#### 【指導事項34】

令和7年4月1日に締結された榛東村学童保育所の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第19条第1項において、指定管理者は、毎年度村長が指定する期日までに翌年度の事業計画書を作成し、村長の確認を受けなければならない旨が定められているが、仕様書において指定管理期間の初年度の事業計画書に関する定めがない。

#### 【指導事項35】

指定管理者が決定してから令和7年4月1日までの間において、指定管理者から令和7年度の事業計画書は提出されていない。

指定管理者の公募を行った期間に提出された事業計画書（令和6年12月20日提出）をそのまま流用し、令和7年6月3日の受付印が押印されていた。

年度協定（令和7年4月1日締結）第2条では「甲及び乙は、業務内容について、基本協定第19条第1項により提出された事業計画書のとおりであることを確認する」とされている。

#### 【指導事項36】

令和7年4月1日に締結された榛東村学童保育所の指定管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）第3条第2項及び第3条第3項は、前掲（指導事項26）のとおり、速やかに改めること。

#### 【指導事項37】

指定管理者が決定してから令和7年4月1日までの間において、指定管理者から令和7年度の事業計画書は提出されていない。

指定管理者の公募を行った期間において提出された事業計画書（令和6年12月20日提出）をそのまま流用し、令和7年6月3日の受付印が押印されていた。

年度協定（令和7年4月1日締結）第2条では「甲及び乙は、業務内容について、基本協定第19条第1項により提出された事業計画書のとおりであることを確認する」とされている。

## 【指導事項 3 8】

指定管理料の支払について、基本協定及び年度協定において次のように定められている。

### 基本協定

(指定管理料の支払)

第22条 甲は、本業務の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料は指定管理料基準額表を上限とする。

3 指定管理料基準額表の詳細については、別途「年度協定」に定める。

### 年度協定

(指定管理料)

第3条 甲は、乙に本業務の実施の対価として、指定管理料基準額表（別表1）に基づく額を支払うものとする。

2 村長は、事業の完了後に、指定管理料を支払うものとする。ただし、事業の円滑な遂行を図るために必要があると認めるとときは、指定管理料の全部又は一部を概算払いにより支払うことができる。

3 年間の平均児童数等に応じ、指定管理料基準額表（別表1）との差額は、事業終了後50日以内に精算するものとする。

※「甲」は榛東村長、「乙」は指定管理者である。

令和7年度における指定管理料の支出の時期及び支出金額（支出の方法）は、次のとおりである。

支出負担行為額	11,835,000円
令7. 7. 10	2,143,250円（概算払）
9. 30	2,143,250円（概算払） 4,286,500円

年度協定第3条第2項ただし書を適用して、指定管理料（4,286,500円）が2回にわけて支払われているが、村長が「事業の円滑な遂行を図るために必要があると認め」と理由を書面で確認することができなかった。

## 【指導事項 3 9】

学童保育所の指定管理料は、月当たりの平均児童数、開所日数、平均開所時間及び休日開所時間等による基準額に定額の処遇改善費等を加算し、決定されている。したがって、年度協定第3条第3項に定められている場合の精算を除き、指定管理者が経費を節減する等により生み出した決算剰余金については、原則として村に返還を求めるものではない（精算を行う必要がない）と思慮されるところ、基本協定等において、決算剰余金の処分方法に関する定めがないことから、事業完了後における精算の要否が不明である。

決算剰余金の処分方法について、指定管理者と協議の上、所要事項を基本協定等に明文で定められたい。

### (3) 榛東村福祉センター

指定管理者：社会福祉法人榛東村社会福祉協議会

所管部署：健康保険課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり是正又は改善を要する事項が認められた。

#### 【指導事項 40】

榛東村福祉センター指定管理業務仕様書及び令和4年4月1日付けで指定管理者と締結した榛東村福祉センターの管理に関する基本協定(以下「基本協定」という。)と令和6年4月1日付けで締結した榛東村福祉センター指定管理者協定(以下「6年度協定」という。)及び令和7年4月1日付けで締結した榛東村福祉センター指定管理者協定(以下「7年度協定」という。)において、指定管理料について次のように定められている。

##### 仕様書

###### 8 (2) 指定管理料

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに指定管理者からの請求に基づき支払うものとする。

なお、指定管理料の額、支払時期及び支払方法については、事業計画書において提案された収支計画を基本とし、当該年度の事業計画等を踏まえ、予算の範囲内において、別途年度協定で定めるものとする。

##### 基本協定

###### (指定管理料の支払い)

第23条 甲は、本業務の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う各年度の指定管理料の額は、村予算で定める額を上限とする。

3 甲が乙に対して支払う指定管理料の支払方法については、別途「年度協定」に定めるものとする。

##### 6年度協定

###### (令和6年度の指定管理料)

第3条 甲は、乙の請求に基づき業務の実施の対価として、村予算で定める額を四半期に分けて支払うものとし、4月、7月、10月及び1月の各21日までに支払うものとする。

##### 7年度協定

###### (令和7年度の指定管理料)

第3条 甲は、乙の請求に基づき業務の実施の対価として、村予算で定める額を四半期に分けて支払うものとし、4月、7月、10月及び1月の各21日までに支払うものとする。

※「甲」は榛東村長、「乙」は指定管理者である。

6年度協定及び7年度協定とも、仕様書及び基本協定の定めを超えてい  
るとまではいえないものの、齟齬がある。すなわち、「予算の範囲内」及  
び「予算で定める額を上限とする」と「予算で定める額」とは、その意味  
するところは異なる。

また、村歳出予算は、千円未満は切上げられ、千円単位で編成されてい  
るため、指定管理料に千円未満の端数があった場合における予算額は、1  
～999円多いものとなるが、「予算で定める額」を「支払う」と定められ  
ているため、所要額以上の指定管理料を村が概算払で支払う義務を負うこと  
になる。

7年度協定の関係条項を速やかに見直されたい。

#### 【指導事項4 1】

令和7年度における指定管理料の支出の時期及び支出金額(支出の方法)  
は、次のとおりである。

支出負担行為額	35,278,000円
令7. 4. 18	8,819,500円 (概算払)
7. 19	8,819,500円 (概算払)
10. 18	<u>8,819,500円 (概算払) 26,458,500円</u>

監査の実施に当たり、令和7年度の決算見込額の報告を徵したところ、  
指定管理料は28,243,000円で、700万円程度が減額となる見込みである。

(参照：34ページ)

しかしながら、7年度協定において「村予算で定める額を四半期に分け  
て支払う」ことが村の義務となっていて、かつ、村予算は本年12月まで  
に補正を行っていないため、不用となる見込みの700万円を含む8,819,500  
円を令和8年1月21日までに概算払しなければならない。

これは予算執行の適正さを欠くから、7年度協定の関係条項を速やかに  
見直されたい。

#### 【指導事項4 2】

平成23年度から令和6年度までの過去14年の予算執行状況をみると、  
指定管理料の確定額は、いずれの年度も当初予算額を下回っている。  
当初予算額との差額は、357～994万円（対当初予算対比：10.0～26.8%）  
であり、種々の理由はあるにせよ、結果として、当初予算計上額が過大に  
見積もられていたといえる。(参照：35ページ)

令和5年度及び令和6年度の収支決算を当初予算と決算を比較すると、

経費に関して、金額の大小はあるものの、全ての費目で当初予算計上額が過大であった。(参照：36、37ページ)

令和8年度以降においては、当初予算を計上する際に経費の所要額を精査し、過不足のない予算額とする必要がある。

#### 4 監査意見

地方公共団体の支出は、地方自治法（以下「法」という。）第232条の4第2項により、債務が確定し、かつ、その履行期が到来したものに対して行うことが原則（以下「通常払」という。）とされている。また、複雑で多様な行政需要に対応するために、当該原則をあらゆる支出に貫くことは、かえって非合理的で非効率的となる場合もあることから、法第232条の5第2項により支出の特例のひとつとして、債権金額が未確定で債務の履行期が到来していない時点で行う「概算払」も認められている。

しかし、今回の監査の対象とした所属において、指定管理料及び補助金について、不十分な根拠や理由で概算払を行っている事例が散見された。

概算払は、経費の性質上支出すべき債務金額の確定前において支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費など、例外的なものに限られ、濫用されることのないようその取扱いは厳正になされることが求められる。さらに、厳しい財政環境にある本村の状況も踏まえると、明確な根拠や理由に乏しい概算払を安易に認め、慣例化・常態化することは認められるものではない。

支出及び契約を所管する制度所管課は、指定管理料の支出は通常払が原則であり、例外的に概算払を前提とした指定管理業務協定等を締結する場合には、その内容や支出方法について、説明責任を十分に果たせるよう、明確な根拠や理由が必要であること、また、いずれの支出方法においても、協定等の締結後に経費配分等の変更に伴い指定管理料を変更する必要が生じた場合は、適切に変更の手続を行うことを改めて全庁に周知徹底されたい。これは、補助金及び今回の監査の対象となっていないもので、概算払が行われている全ての費目についても同様である。

加えて、職員が正しい知識に基づき的確な支出事務を行えるよう、研修等で注意すべきポイントとして積極的に周知するなど、効果的な対策を講じられたい。

榛東村財務規則の一部が改正され、本年10月1日から施行されている。この改正により、内部統制機能を強化するため、概算払いの意思の決定（負担金、補助及び交付金に限る。）については、総務企画課長への合議が義務付けられた。

概算払いの意思の決定に関する起案が回付された指定合議先の担当部署においては、関係部署の意見も反映し、妥当性を多角的に評価した上で慎重に承認することとされたい。

## 別表

## &lt;令和7年度監査基本計画 第6 監査結果&gt;

監査の結果、是正又は改善が必要である事項が認められるもの（自治法第199条第11項の規定により、監査委員が特に措置を講ずる必要があると認める事項について、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告するものを除く。）は、次表の区分に分類し、各区分に応じた処置を求める。

区分	内 容	処置の内容
不当	次のいずれかに該当すると認められるもの 1 法令等（条例、規則、要綱、基準等を含む。）に明らかに違反し、住民及び村に著しい損害を与えるもの 2 住民の信頼を失墜させるもの 3 書類の隠蔽、改ざんその他の故意による違反行為又は重大な過失と認められるもの 4 財務事務が著しく不適正なもの	具体的内容を報告書等に記載して村長等に提出するとともに公表する。 監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書で通知し、その措置方針について回答を求める。
指摘	次のいずれかに該当すると認められるもののうち、住民及び村に大きな損害又は影響を及ぼすもの若しくはそのおそれのあるもの 1 収入・支出の執行で不適切なもの 2 契約行為では是正又は改善等を要するもの 3 現金・預金の管理で不十分なもの 4 事務手続で著しく不適切なもの 5 経済性、効率性、有効性等に疑義があり、是正又は改善等を要するもの 6 過去の監査等で指導等を行った事項で改善がみられないもの	具体的内容を報告書等に記載して村長等に提出するとともに公表する。 また、監査委員が必要と認める場合においては、監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書で通知し、その措置方針について回答を求めるものとする。
指導	不当事項又は指摘事項に該当しない軽微なもので修正、改善等の指導を要するもの	監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で指導するとともに是正を求める。 また、監査委員が必要と認める場合においては、監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善状況等について回答を求めるものとする。
要望	改善の検討又は業務運営に当たっての留意や努力を求めるもの	監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善の検討を求める。

また、監査委員が必要と認める場合においては、監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善状況等について回答を求めるものとする。

# 參 考 資 料



榛東村環境美化推進協議会補助金等の交付事務

【令和6年度】

榛東村環境美化推進協議会補助金		地球温暖化防止等補助金	
区分	補助金の額	区分	補助金の額
令6.6.28 交付申請	500,000円	令6.9.9 交付申請	50,000円
令6.7.12 交付決定	500,000円	令6.9.9 交付決定	50,000円
令6.7.31 概算払	500,000円	令7.10.9 実績報告	50,000円
令7.3.3 実績報告	471,744円	令7.10.9 確定	50,000円
令7.3.3 確定	471,744円	令7.10.31 交付	50,000円
令7.3.7 精算	△ 28,256円		

榛東村環境美化推進協議会収支状況

【令和5年度】

(単位 : 円)

収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額
前年度繰越金	863,969	総務費	862,500
会費	2,353,500	事業費	2,277,272
補助金	600,000		
雑収入	199,700		
収入合計	4,017,169	支出合計	3,139,772
収 支 差 額			877,397

【令和6年度】

(単位 : 円)

収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額
前年度繰越金	877,397	総務費	886,757
会費	2,364,500	事業費	2,107,149
補助金	521,744		
雑収入	128,206		
収入合計	3,891,847	支出合計	2,993,906
収 支 差 額			897,941

社会福祉事業費補助金予算執行状況

(単位 : 千円、%)

区分		平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29
予算	当初 A	25,893	25,618	26,211	26,936	27,845	28,156	29,592
	補正1 B	△ 1,045	△ 520	△ 780		△ 550		
	補正2 C							
	現額 D(A+B+C)	24,848	25,098	25,431	26,936	27,295	28,156	29,592
執行状況	概算払総額 E	25,893	25,618	26,211	26,936	27,845	28,156	29,592
	返還額1 F	△ 1,045	△ 520	△ 780	△ 731	△ 550	△ 478	△ 669
	返還額2 G	△ 351	△ 242	△ 328		△ 634		
	確定額 H(E+F+G)	24,497	24,856	25,103	26,205	26,661	27,678	28,923
当初予算－確定額 I(A-H)		1,396	762	1,108	731	1,184	478	669
比率 J(I/A*100)		5.4	3.0	4.2	2.7	4.3	1.7	2.3
不用額 K(D-H)		351	242	328	731	634	478	669

(単位 : 千円、%)

区分		平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
予算	当初 A	31,067	35,491	36,472	36,864	36,899	26,473	30,043
	補正1 B		△ 500	△ 1,400	△ 1,200	△ 2,170	△ 2,000	1,661
	補正2 C							△ 4,219
	現額 D(A+B+C)	31,067	34,991	35,072	35,664	34,729	24,473	27,485
執行状況	概算払総額 E	31,067	35,491	36,472	36,864	36,899	26,473	31,704
	返還額1 F	△ 870	△ 500	△ 1,400	△ 1,200	△ 2,170	△ 2,000	△ 4,219
	返還額2 G		△ 620	△ 907	△ 728	△ 825	△ 379	△ 719
	確定額 H(E+F+G)	30,197	34,371	34,165	34,936	33,904	24,094	26,766
当初予算－確定額 I(A-H)		870	1,120	2,307	1,928	2,995	2,379	3,277
比率 J(I/A*100)		2.8	3.2	6.3	5.2	8.1	9.0	10.9
不用額 K(D-H)		870	620	907	728	825	379	719

ふれあい館指定管理料予算執行状況

(単位 : 千円、%)

区分		平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29
予算	当初 A	12,581	21,682	25,364	30,199	30,942	27,718	25,889
	補正1 B	10,100	△ 2,000	△ 1,500	△ 4,000	△ 11,400	△ 5,500	△ 4,000
	補正2 C	3,200						
	現額 D(A+B+C)	25,881	19,682	23,864	26,199	19,542	22,218	21,889
執行状況	概算払総額 E	25,881	21,682	25,364	30,199	30,942	27,718	25,889
	返還額1 F	△ 2,187	△ 2,000	△ 1,500	△ 4,000	△ 11,400	△ 5,500	△ 4,000
	返還額2 G		△ 1,987	△ 1,206	△ 4,562	△ 3,113	△ 4,983	△ 4,027
	確定額 H(E+F+G)	23,694	17,695	22,658	21,637	16,429	17,235	17,862
当初予算－確定額 I(A-H)		△ 11,113	3,987	2,706	8,562	14,513	10,483	8,027
比率 J(I/A*100)		△ 88.3	18.4	10.7	28.4	46.9	37.8	31.0
不用額 K(D-H)		2,187	1,987	1,206	4,562	3,113	4,983	4,027

(単位 : 千円、%)

区分		平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
予算	当初 A	30,763	40,934	42,547	62,653	62,217	62,157	51,000
	補正1 B	△ 2,500	△ 7,000	1,500	△ 7,000	△ 2,000	△ 8,000	
	補正2 C							
	現額 D(A+B+C)	28,263	33,934	44,047	55,653	60,217	54,157	51,000
執行状況	概算払総額 E	30,763	40,934	44,047	62,653	62,217	62,157	50,456
	返還額1 F	△ 2,500	△ 7,000	△ 4,611	△ 7,000	△ 2,000	△ 8,532	△ 5,445
	返還額2 G	△ 3,281	△ 6,455		△ 11,488	△ 14,386		
	確定額 H(E+F+G)	24,982	27,479	39,436	44,165	45,831	53,625	45,011
当初予算－確定額 I(A-H)		5,781	13,455	3,111	18,488	16,386	8,532	5,989
比率 J(I/A*100)		18.8	32.9	7.3	29.5	26.3	13.7	11.7
不用額 K(D-H)		3,281	6,455	4,611	11,488	14,386	532	5,989

ふれあい館収支当初予算／決算比較

【令和5年度】

(単位：円)

指定管理施設の経費の明細				
	区分	当初予算額	決算額	予算－決算
給料賃金		27,798,000	27,289,049	508,951
外注工賃				
その他の経費	水道光熱費支出	15,678,000	15,675,447	2,553
	燃料費支出	15,993,000	15,992,680	320
	消耗器具備品費支出	3,355,000	3,337,729	17,271
	印刷製本費支出	196,000	184,360	11,640
	修繕費支出	2,660,000	2,651,601	8,399
	業務委託費支出	7,890,000	7,770,251	119,749
	運営費支出	201,000	49,820	151,180
	使用料支出	1,222,000	1,179,763	42,237
	仕入支出	2,423,000	2,422,015	985
	売上還元事業費支出	40,000		40,000
	福利厚生費支出	190,000	79,300	110,700
	車輌費支出	160,000	135,321	24,679
	通信運搬費支出	397,000	380,862	16,138
	租税公課支出	3,420,000	3,390,900	29,100
	諸会費支出	20,000	18,800	1,200
事業区分間繰入金支出	事務諸費支出	173,000	172,466	534
	事業区分間繰入金支出	451,000	431,520	19,480
	予備費支出	1,000		1,000
	合 計	82,268,000	81,161,884	1,106,116
経費の財源内訳				
	区分	当初予算額	決算額	予算－決算
指定管理料		62,157,000	45,624,586	16,532,414
自主財源	事業収入	28,109,000	35,537,086	△ 7,428,086
	受取利息配当金収入	1,000	212	788
	雑収入	1,000		1,000
	合 計	90,268,000	81,161,884	9,106,116

【令和6年度】

(単位：円)

指定管理施設の経費の明細				
	区分	当初予算額	決算額	予算一決算
給料賃金		30,341,000	29,301,598	1,039,402
外注工賃				
その他の経費	水道光熱水費	16,716,000	16,527,259	188,741
	燃料費	17,250,000	17,242,814	7,186
	消耗器具備品費	2,120,000	2,115,615	4,385
	印刷製本費	440,000	99,000	341,000
	修繕費	2,000	1,784,427	△ 1,782,427
	業務委託費	8,998,000	8,515,027	482,973
	運営費	201,000	43,350	157,650
	使用料	1,381,000	1,336,777	44,223
	仕入	2,390,000	2,383,835	6,165
	福利厚生費	190,000	80,180	109,820
	車両費	160,000	128,735	31,265
	通信運搬費	446,000	367,388	78,612
	租税公課	3,095,000	3,052,800	42,200
	諸会費	16,000	16,000	
	事務諸費	269,000	257,010	11,990
	事業区分間繰入金	463,000	448,680	14,320
	予備費			
合 計		84,478,000	83,700,495	777,505
経費の財源内訳				
	区分	当初予算額	決算額	予算一決算
指定管理料		50,456,000	45,010,825	5,445,175
自主財源	事業収入	36,018,000	38,677,834	△ 2,659,834
	受取利息配当金収入	1,000	11,836	△ 10,836
	雑収入	1,000		1,000
合 計		86,476,000	83,700,495	2,775,505

福祉センター収支当初予算／決算見込比較

【令和7年度】

(単位：円)

指定管理施設の経費の明細				
区分	当初予算額	決算見込額	予算－決算	
給料賃金	26,204,000	21,304,000	4,900,000	
外注工賃				
その他の経費	教養娯楽費	542,000	405,000	137,000
	水道光熱費	1,800,000	1,704,000	96,000
	消耗器具備品費	701,000	649,000	52,000
	車輌費	1,090,000	670,000	420,000
	修繕費	300,000	280,000	20,000
	通信運搬費	240,000	196,000	44,000
	業務委託費	1,283,000	1,200,000	83,000
	使用料	815,000	510,000	305,000
	福利厚生費	105,000	40,000	65,000
	研修研究費	22,000	10,000	12,000
	保険料	128,000	128,000	
	諸会費	5,000	1,000	4,000
	事務諸費	110,000	20,000	90,000
	事業区分間繰入支出	1,561,000	1,133,000	428,000
	予備費	4,379,000		4,379,000
合 計		39,285,000	28,250,000	11,035,000
経費の財源内訳				
区分	当初予算額	決算見込額	予算－決算	
指定管理料	35,278,000	28,243,000	7,035,000	
自主財源	事業収入	5,000		5,000
	受取利息配当金	2,000	7,000	△ 5,000
	前期未支払資金残高	4,198,000		4,198,000
	雑収入	2,000		2,000
合 計		39,485,000	28,250,000	11,235,000

## 福祉センター指定管理料予算執行状況

(単位：千円、%)

区分		平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29
予算	当初 A	26,345	26,946	28,727	29,369	30,023	37,095	38,178
	補正1 B						△ 7,000	△ 6,598
	補正2 C							
	現額 D(A+B+C)	26,345	26,946	28,727	29,369	30,023	30,095	31,580
執行状況	概算払総額 E	26,345	26,946	28,727	29,369	30,023	37,095	32,580
	返還額1 F	△ 5,404	△ 3,742	△ 5,390	△ 6,699	△ 3,664	△ 7,000	△ 1,000
	返還額2 G						△ 2,944	△ 2,040
	確定額 H(E+F+G)	20,941	23,204	23,337	22,670	26,359	27,151	29,540
当初予算－確定額 I(A-H)		5,404	3,742	5,390	6,699	3,664	9,944	8,638
比率 J(I/A*100)		20.5	13.9	18.8	22.8	12.2	26.8	22.6
不用額 K(D-H)							2,944	2,040

(単位：千円、%)

区分		平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
予算	当初 A	32,964	33,258	34,335	35,181	34,390	34,660	35,658
	補正1 B	△ 2,500			△ 2,000			
	補正2 C							
	現額 D(A+B+C)	30,464	33,258	34,335	33,181	34,390	34,660	35,658
執行状況	概算払総額 E	32,964	33,258	34,335	35,181	34,390	34,660	34,941
	返還額1 F	△ 2,500	△ 3,404	△ 6,750	△ 2,000	△ 4,746	△ 4,532	△ 2,862
	返還額2 G	△ 1,507	△ 5,336		△ 3,665			
	確定額 H(E+F+G)	28,957	24,518	27,585	29,516	29,644	30,128	32,079
当初予算－確定額 I(A-H)		4,007	8,740	6,750	5,665	4,746	4,532	3,579
比率 J(I/A*100)		12.2	26.3	19.7	16.1	13.8	13.1	10.0
不用額 K(D-H)		1,507		6,750	3,665			3,579

※「返還額」欄中、斜体（イタリック体）は、翌年度（令和4年度分は翌々年度）に精算が行われたものである。

福祉センター収支当初予算／決算比較

【令和5年度】

(単位：円)

指定管理施設の経費の明細				
区分		当初予算額	決算額	予算－決算
給料賃金		26,471,000	23,572,192	2,898,808
外注工賃				
その他の経費	教養娯楽費	546,000	325,628	220,372
	水道光熱水費	1,800,000	1,437,194	362,806
	消耗器具備品費	680,000	439,738	240,262
	車輌費	920,000	718,554	201,446
	修繕費	200,000		200,000
	通信運搬費	240,000	216,629	23,371
	業務委託費	1,182,000	1,104,140	77,860
	使用料	803,000	663,670	139,330
	事務費	103,000	23,938	79,062
	福利厚生費	105,000	40,000	65,000
	保険料	121,000	119,898	1,102
	退職手当引当金	1,471,000	1,470,840	160
合 計		34,642,000	30,132,421	4,509,579
経費の財源内訳				
区分		当初予算額	決算額	予算－決算
指定管理料		34,660,000	34,660,000	
令和6年度において精算			△ 4,531,675	4,531,675
自主財源	事業収入	20,000	4,000	16,000
	受取利息配当金収入	2,000	96	1,904
	雑収入	5,000		5,000
合 計		34,687,000	30,132,421	4,554,579

福祉センター収支当初予算／決算比較

【令和6年度】

(単位：円)

指定管理施設の経費の明細				
	区分	当初予算額	決算額	予算一決算
給料賃金		27,168,000	24,927,765	2,240,235
外注工賃				
その他の経費	教養娯楽費	566,000	420,516	145,484
	水道光熱費	1,800,000	1,667,257	132,743
	消耗器具備品費	690,000	450,720	239,280
	車輌費	1,020,000	687,843	332,157
	修繕費	300,000	346,860	△ 46,860
	通信運搬費	240,000	204,966	35,034
	業務委託費	1,224,000	1,122,852	101,148
	使用料	813,000	440,138	372,862
	福利厚生費	105,000	49,900	55,100
	研修研究費	29,000		29,000
	保険料	101,000	260,220	△ 159,220
	諸会費	10,000	1,000	9,000
	事務諸費	110,000	7,444	102,556
	退職手当引当金	1,502,000	1,500,240	1,760
	予備費	1,787,000		1,787,000
合 計		37,465,000	32,087,721	5,377,279
経費の財源内訳				
	区分	当初予算額	決算額	予算一決算
指定管理料		34,941,000	32,078,542	2,862,458
自主財源	事業収入	20,000	3,000	17,000
	受取利息配当金	2,000	6,179	△ 4,179
	前期未支払資金残高	2,670,000		2,670,000
	雑収入	2,000		2,000
合 計		37,635,000	32,087,721	5,547,279